

議案第6号

第五次新居浜市長期総合計画基本構想の変更について

第五次新居浜市長期総合計画基本構想を次のとおり変更する。

平成28年2月22日提出

新居浜市長 石川 勝行

第五次新居浜市長期総合計画基本構想

提案理由

第五次新居浜市長期総合計画基本構想を変更することについて、新居浜市議会の議決事件に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるため、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決事件に関する条例（抜粋）

（議決すべき事件）

第2条 市長は、市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想（市政の基本的な重要事項について作成する計画をいう。）の策定、変更（軽微な変更を除く。）又は廃止をしようとするときは、議会の議決を経なければならない。